

(別紙3-2) \*別紙3の補足

## 助成対象経費

助成金の交付対象となる経費は、人件費、事務費及び機械器具とする。

1. 人件費とは、資料整理等に要した役務費(常勤又は臨時に雇用された者の賃金及び謝金等)をいう。

但し共同研究者については研究者と同様、謝金の対象にはなりません。

2. 事務費とは、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、図書費、光熱水費、旅費交通費、事務用品費、会議費、賃借料、及び損料等をいう。

学会出席(海外・国内とも)のための旅費交通費は、助成の対象外です。

※ガソリン代について

ガソリン購入時の領収証(複写)を添付した上で、助成事業の使用分としては、走行距離×単価(10 10Km)で計算し、費用計上して下さい。

3. 機械器具とは、取得した単価が10万円以上の機械器具をいう。

機械器具の取得は、助成事業が終了するまで本財団に帰属し、その後は譲渡するものとする。

4. パソコン・タブレット等の購入は助成の対象外です。

### (重要)

※助成金専用口座は、当該助成事業完了時の令和5年3月31日、または3月31日以降、出来るだけ速やかに解約して下さい。

※会計報告は、助成対象経費に係わる領収証・口座解約済通帳(共に複写)を、必ず添付してご提出下さい。

※令和5年3月31日を過ぎて残金のある方は、返金手続きが必要です。

(余剰金返金申請書を提出して頂きますので、フランスベッド財団 事務局までご連絡下さい。)

※5万円以上の予算の変更がある場合は、変更申請を必ず提出して下さい。

これ以下の額については、適宜ご相談下さい。